

2026年6月26日

各位

会社名 株式会社 田 谷
代表者名 代表取締役社長 中村 正二
(コード番号 4679 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員経営企画部長 落合 一
(TEL. 03 - 6384 - 2231)

事業譲受に関するお知らせ

当社は、2026年6月26日開催の取締役会において、アルティメイト株式会社より、美容業及び化粧品販売事業（以下「本対象事業」といいます。）を譲受すること（以下「本件事業譲受」といいます。）を目的とした契約を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件事業譲受は当社取締役が発行済株式の全てを保有する法人との取引であることから、当該取締役は審議及び決議には参加していません。

記

1. 事業譲受の理由

当社は、美容師法に基づき美容所の経営を行っており、その美容所において国家資格を有する美容師が美容施術（カット、パーマ、カラー等の施術）の提供を行っており、また、お客様に合ったヘアケア商品の販売を行っております。美容室として「TAYA」「Shampoo」「ano」のブランドで全国展開を行い、お客様のニーズにお応えしております。

アルティメイト株式会社は、北海道旭川市及び東京都において、オーガニック商品を主軸とした美容業及び化粧品販売事業を営んでおります。

今回、同社の運営する美容業及び化粧品販売事業を譲り受けることにより、当社の美容業及び化粧品販売事業における北海道旭川市及び東京都でのサービス提供範囲の拡大が図られるほか、本対象事業に所属する美容業及び美容品販売事業のノウハウを有する人材を承継できることから、本対象事業の譲受が当社の事業成長に資するものと判断いたしました。

2. 譲受事業の概要

(1) 譲受事業の内容

アルティメイト株式会社が運営する直営店舗（「ALTI OASIS」（北海道旭川市）、「ALTI INTERNATIONAL」（北海道旭川市）、「JUNO&BeautyBAR./HERB GALLERY」（北海道旭川市）、「Lieu plie」（東京都渋谷区）及び「boo1 千歳烏山」（東京都世田谷区））における美容業及び化粧品販売事業

(2) 譲受事業の直前事業年度における売上高、売上総利益、営業利益及び経常利益

	美容業及び化粧品販売事業
売上高	231百万円
売上総利益	21百万円
営業利益	9百万円
経常利益	9百万円

(3) 譲受事業の資産・負債の項目

資産として、商品、貯蔵品、前払費用、建物附属設備、一括償却資産、リース資産、敷金、差入保証金、長期前払費用を承継予定です。また、負債として、前受金、リース債務を承継予定です。なお、対象となる資産・負債の金額については、現在算定中のため、後日追加開示を行う予定としております。

(4) 譲受価額及び決済方法

170,000,000 円（消費税・地方消費税込）

なお、決済方法は、振込送金を想定しております。

3. 相手先の概要

名称	アルティメイト株式会社	
所在地	東京都中央区銀座六丁目 6 番 1 号	
代表者の役職・氏名	代表取締役 齊藤昌行	
事業内容	美容業、理容業、化粧品、化粧用具の販売等	
資本金	100 万円	
設立年月日	2018 年 12 月 25 日	
純資産	△82,106,808 円（2025 年 11 月 30 日現在）	
総資産	29,791,603 円（2025 年 11 月 30 日現在）	
大株主及び持株比率	中西一也（100%）	
上場会社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	当社取締役の中西一也が当該会社の発行済株式総数の 100%を保有し、かつ代表権の無い取締役を務めております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当社取締役の中西一也が当該会社の発行済株式の全てを保有しております。

4. 日程

(1) 取締役会決議日：2026 年 6 月 26 日

(2) 契約締結日：2026 年 6 月 26 日

(3) 効力発生：2026 年 7 月 1 日（東京都内の 2 店舗）、2026 年 10 月 1 日（北海道内の 3 店舗）

5. 本件の手続について

本件事業譲受は、当社取締役である中西一也との取引であり関連当事者取引に該当することから、本件事業譲受に係る意思決定の恣意性を排除し、公平性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するため、以下の措置を講じております。

- (1) 当社の独立社外取締役である田島克夫氏、勇垂衣子氏、並びに当社及び中西一也から独立した弁護士の上谷三司氏から構成される特別委員会を設置し、当社取締役会において、①本件事業譲受の目的の正当性・合理性、②取引条件の妥当性、③手続の公正性及び④少数株主の利益が不当に害されることがないかを諮問しました。特別委員会は、当社及び当社のアドバイザーから特別委員会に提供された資料及び情報に基づき、諮問事項についての検討を慎重に行い、以下の点を踏まえ、本件事業譲受は、①乃至④のいずれの点においても問題なく少数株主の利益を不当に害するものではない旨の答申書を提出しております。
- ・ 本件事業譲受が、リスクを抑えながらシナジーを創出し、企業価値の向上に資するとの当社の判断は合理的であると認められること。
 - ・ 取引条件に関する協議・交渉は、独立当事者間取引と同視し得る状況が確保された上で行われたこと、実際にリスク低減につながる条項が設けられていること
 - ・ 事業譲受の実行が2回に分かれているが、所要時間・コスト等による説明は不合理なものではなく、また譲渡対価も各々に割り付けられていること。
 - ・ 当社及び中西氏一也から独立した第三者算定機関から事業価値評価書を取得していること、また外部専門家からの助言を得ていること等から、手続の公正性を確保するための適切な対応が行われていること。
- (2) 当社は、独立した第三者算定機関より本対象事業の価値算定書を取得し、当該算定結果を参考として本件事業譲受の価額を交渉し、決定しております。
- (3) 外部の専門家を起用し、財務、税務及び法務に関するデュー・ディリジェンスを実施しております。
- (4) 利害関係を有する取締役中西一也は、本件事業譲受に関する一連の検討、取締役会における審議及び決議に参加しておりません。

これらの手続を経て、当社取締役会は本件事業譲受が当社の利益を害するものではないと判断しております。

6. 会計処理の概要

本件事業譲受は企業結合に関する会計基準上の「取得」に該当する見込みです。この処理に伴うのれんの計上額は現在精査中ですが、影響は軽微であると見込んでおります。

7. 今後の見通し

本件事業譲受に伴う 2027 年 3 月期の当社業績に与える影響は軽微ですが、今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以 上